

お亡くなりになられた方(被相続人様)の ご預金等のお取扱いについて

ご預金の名義人様が亡くなられた旨のご連絡をいただいた場合、その名義人様の口座等は以下のように取扱させていただきます。

お取引内容	お取扱方法
お引出し お預入れ	●お取扱できません。
口座振替	●公共料金等のすべてのお引落とし(お支払い)を、原則、停止させていただきます。 ●引続き口座振替のご利用を希望される場合は、お早めにお引落口座の変更手続をお願いします。
振込入金	●振込でのご入金は、先方の金融機関に連絡のうえ、お振込依頼人様のご指示によりお取扱いいたします。 ●家賃等の振込入金がある場合は、入金指定口座の変更手続をお願いします。
当座預金取引	●当座預金のお取引がある場合は、解約させていただきます。 ●未使用の手形・小切手はご返却ください。 ●また、生前に振り出された未決済の手形・小切手がある場合は、お申し出ください。
貸金庫契約	●貸金庫・貸保護函の開扉のお取扱いは停止させていただきます。 (代理人様による開扉もできなくなります。) ●開扉、収納物のお受取り等にあたっては、相続関係者様全員による手続が必要となりますので、取引店にお申し出ください。
債券(国債等)	●中途換金および名義変更は、お取扱できない日がございますので、詳しくは窓口でご確認ください。 ●中途換金は元本割れをする場合がありますのでご注意ください。 ●名義変更は承継される相続人様本人のお手続が必要です

お取引内容	お取扱方法
投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ●解約および名義変更はお取扱いできない日がございますので、詳しくは窓口でご確認ください。 ●解約は元本割れをする場合もありますのでご注意ください。 ●名義変更は承継される相続人様本人のお手続きが必要です。
外貨預金	<ul style="list-style-type: none"> ●外貨預金の換算相場は、解約日の所定の為替相場を適用します。 ●解約は元本割れをする場合もありますのでご注意ください。 ●外貨で相続を行う場合、相続人様による新たな外貨普通預金の契約が必要となる場合があります。
融資・ローン等	<ul style="list-style-type: none"> ●お亡くなりになられた方とご融資取引(カードローンを含みます)がある場合やご融資取引の保証人になられている場合は、別途、お手続きが必要となりますので、お早めにご相談ください。